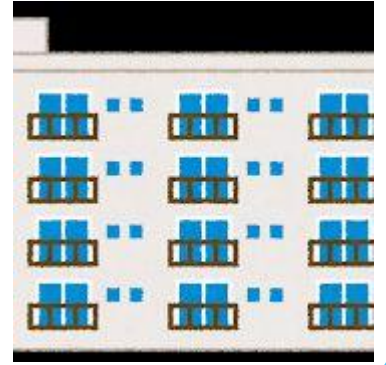


市営住宅だより

No.7 2024年(令和6年) 春号



風が快く感じられる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしですか。

入居者の皆様に知っていただきたい「お知らせ」ですので、ぜひ目を通してください。

よくある入居中に必要な届出について

1 同居者異動届

同居者が転出した場合や、子どもが生まれたとき、同居者がお亡くなりの場合、「同居者異動届」の提出が必要です。

2 不在届

入院や旅行等で15日以上、市営住宅を留守にする場合には、「不在届」を提出してください。単身高齢の入居者は、親族が代理で提出していただいても構いません。

3 模様替承認申請書

市営住宅は模様替えや増築はできませんが、カメラ付インターホンや介護用手すりの設置等で原状回復や撤去が容易な場合には、「模様替承認申請書」の提出により取り付けができます。(退去時に現状回復または撤去が必要です。)



提出物のお願い① 車を買替えたなら車検証の写しを

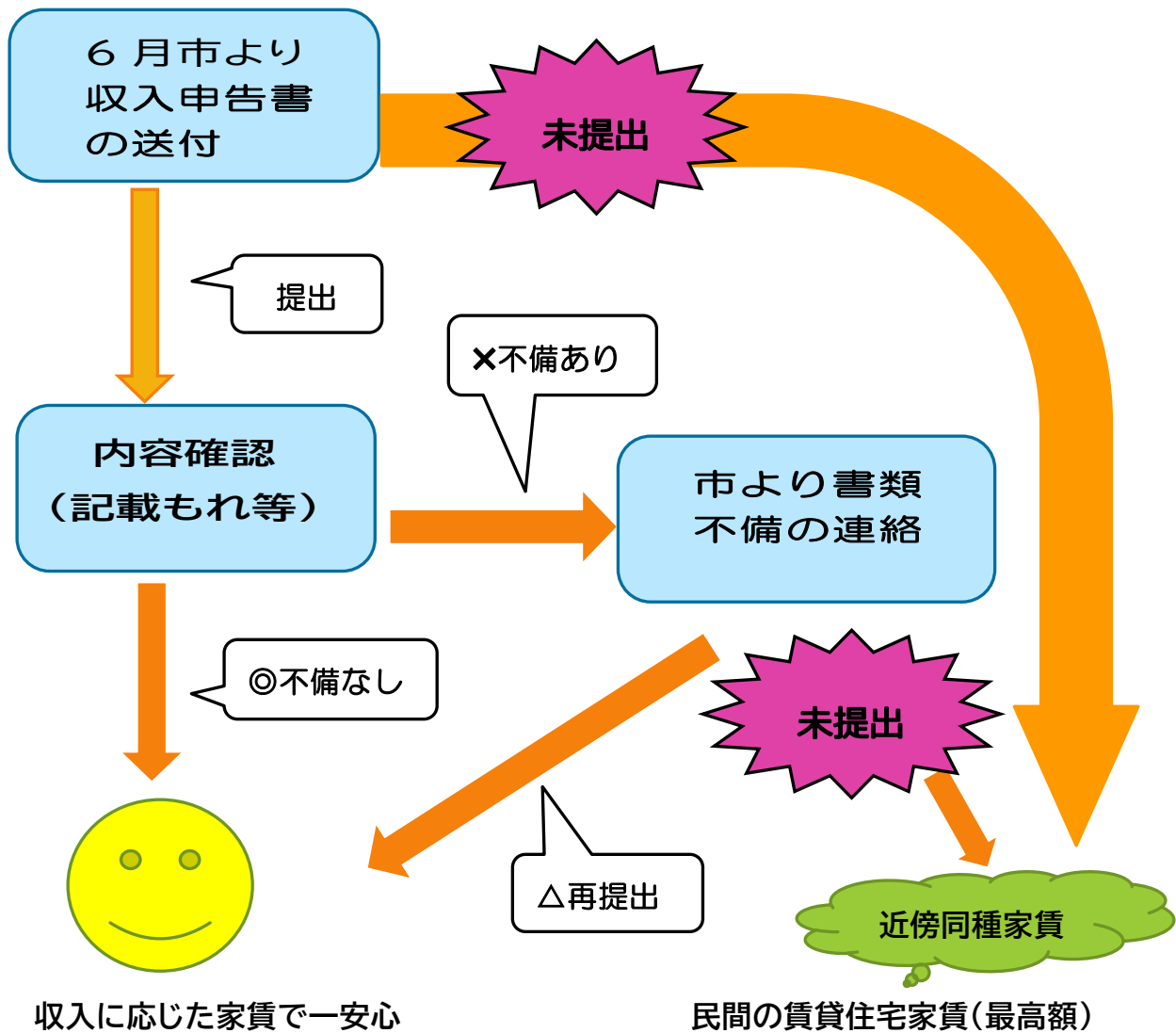
車の買替えで車庫証明を希望する方は、買い替える車の契約書(注文書)を持参のうえ、住宅政策課で「保管場所使用承諾証明書」の交付を受けてください。その後、車検証が出来たら、その写しを提出してください。

なお、駐車場使用料に未納がある場合は、全額納付後でないと、証明書の交付が出来ませんので御承知おきください。

提出物のお願い② 「収入申告書」は家賃決定に毎年の提出が必要です

市営住宅は各世帯の所得に応じて毎年家賃を算定します。そのため、毎年6～7月に送付している「収入申告書」を必ず提出してください。内容に不備がある時は、再提出をお願いすることになりますので、記入例を参考に、正確に記載してください。

また未提出の場合、家賃は近傍同種(賃貸住宅家賃)の最高額を適用するため、本来の収入に応じた家賃と比べて高くなってしまいますので、必ず期限までに提出してください。



孤立死を未然に防ぐために

「孤立死」とは、孤立世帯の方が亡くなったことに近隣の人々や親族が気づかず、相当日数を経てから発見されることを言います。「孤立死」を未然に防ぐためには、日ごろから近所の方々とのふれあいが大切です。普段から近所への挨拶や声掛けのコミュニケーションをとってれば、災害などの緊急時の助け合いにもつながります。体の不自由な人や、高齢者といった支援が必要な方々に手を差し伸べましょう。



👉 チェック！ こんなときは『地域見守りホットライン』に連絡を！

- ポストに郵便物や新聞が数日分たまっている
- カーテンが何日もずっと閉まっている
- 同じ洗濯物が何日も干され続けている
- 子どもがいるが保護者の気配がなく子の泣き声がある
- 隣人や知人から最近姿を見ないと聞いた
- 住宅から異臭、異音がしている

地域見守りホットライン(24時間対応)

0568-85-6196

春日井市健康福祉部地域共生推進課



共同生活のルールを守りましょう

市営住宅での良好な共同生活を送るためには、近隣住民への思いやりと協力が必要です。共同生活のルールを守ってください。周辺環境を乱し、他人への迷惑行為を行った入居者は、住宅の明け渡しを求められる場合があります。

1 次の場所に物を置かないで

- ① ベランダにある隣との仕切板は緊急時の避難経路となります。
- ② 通路、廊下、階段等の共有スペースに自転車や物を置かないでください。

2 駐車場の利用について

- ① 契約車両以外の車を停めることはできません。
- ② 団地内の通路や空駐車場には停めないでください。



3 自治会活動への積極的な参加を

- ① 自治会でやる市営住宅での清掃や除草には必ず参加してください。
- ② ゴミは必ず指定日の指定時間に出してください。

4 生活騒音に気を配る

- ① テレビ、ラジオを大音量で聞かないでください。
- ② 室内、階段や通路で大きな音を出さないでください。
- ③ 共用部でタバコを吸わないでください。

入居者の皆様からよくある質問

※次の修繕は自己負担となります

トイレのタンクや給水栓からの水漏れ
電球、スイッチ、コンセント

ガスコンロ、ガス栓

退出時の畳表替え、襖の張替え

【編集と発行】

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市役所まちづくり推進部

住宅政策課（9階）住宅担当

電話：(0568)85-6294

開庁日時：月曜日～金曜日（祝日除く）

午前8時30分～午後5時15分